

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「受託業務」という。)を処理するために個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱う場合においては、同法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(同法第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う場合に限る。)その他の関係法令の規定を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、受託業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

(安全管理措置)

第3条 乙は、受託業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損および滅失の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(取扱い従業者等の明確化)

第4条 乙は、受託業務に係る個人情報について、取扱い従業者および責任者(以下「取扱い従業者等」という。)を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(取扱い従業者等への監督および教育)

第5条 乙は、取扱い従業者等に対し、受託業務に係る個人情報の適切な取扱いについて、必要かつ適切な監督および教育を行わなければならない。

(持ち出しの禁止)

第6条 乙は、甲の指示もしくは承諾がある場合または受託業務を処理するために必要な範囲で持ち運ぶ場合を除き、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業場所から当該個人情報が記録された電子媒体または書類を持ち出してはならない。

(再委託)

第7条 乙は、受託業務に係る個人情報の処理は、自ら行うこととし、甲が承諾した場合を除き第三者にその処理を委託してはならない。この場合において、甲は次項の規定による再委託先への個人情報に関する措置の内容を確認した上で、再委託の諾否を決定するものとする。

2 乙は、甲の承諾を受けて受託業務に係る個人情報の処理の再委託(乙の子会社への再委託を含む。以下同じ。)を行う場合は、再委託先に対し、この契約(個人情報取扱特記事項を含む。)に基づく個人情報の取扱いに係る遵守事項と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、再委託をしたときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、受託業務に係る個人情報を、当該業務の処理以外の目的に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 乙は、甲の指示または承諾がある場合を除き、受託業務に係る個人情報を複写し、または複製してはならない。

(事故等の報告義務)

第10条 乙は、受託業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の個人情報の安全管理に係る事案が発生した場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

(個人情報の返却等)

第11条 乙は、この契約が終了し、または解除されたときは、直ちに当該受託業務に係る個人情報を甲に返却し、または漏えいを来さない方法により確実に処分しなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙に対し、この契約(個人情報取扱特記事項を含む。)に基づく個人情報の取扱いに係る遵守事項について、臨時もしくは定期的に報告を求め、または実地調査等を行うことができる。

2 甲は、乙に対し、この契約(個人情報取扱特記事項を含む。)に基づく個人情報の取扱いに係る遵守事項を確認するために必要な範囲内において、再委託先に報告を求め、または実地調査等を行うよう指示することができる。

(セキュリティポリシーの遵守)

第13条 乙は、本業務の遂行にあたって、彦根市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(セキュリティポリシーへの疑義)

第14条 乙は、乙の行おうとする行為が彦根市情報セキュリティポリシーに反する疑義があ

る場合は、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(作業体制等)

第 15 条 乙は、本業務に従事する責任者および作業者の所属、職氏名、作業場所および作業内容を明らかにした体制図を提出すること。

(SLA の作成)

第 16 条 乙は、本業務に係る役割および責任の所在を明確化し、安定したシステム運用を実現するため、SLA（サービス・レベル・アグリーメント）について甲と協議し、これを定めるものとする。

(取扱える情報の範囲)

第 17 条 乙が本業務において取り扱う甲の情報は、甲が指示する種類および範囲に限るものとし、当該種類および範囲を超えて甲の情報を取り扱ってはならない。

(情報へのアクセス方法)

第 18 条 乙が本業務において取り扱う甲の情報にアクセスする場合は、甲が指示するアクセス方法に従わなければならない。

(インシデント発生への対応)

第 19 条 乙は、本業務において情報セキュリティに係るインシデントが発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の乙の報告を受けた場合は、必要に応じてインシデントの内容、経緯、被害状況その他の必要な事項を公表するものとする。

3 乙は、甲が前項の規定による公表をする場合において、乙の名称その他の必要な事項を公表することを妨げない。

(契約の解除および損害賠償)

第 20 条 甲は、乙がこの契約(個人情報取扱特記事項を含む。)に基づく個人情報の取扱いに係る遵守事項に違反していると認めたときは、この契約の解除および損害賠償の請求をすることができる。